

## 短期組合員を退職（資格喪失）する方へ

### 退職時の手続について（手続書類と資格確認書等）

短期組合員を退職（資格喪失）する際は、短期組合員退職届書【整理番号3-4】を所属所経由で提出する必要があります。資格確認書等が交付されている場合は、短期組合員退職届書【整理番号3-4】と併せて当支部へ返納します。退職後は現職時の組合員資格で医療機関を受診することはできません。現職時の組合員資格で受診した場合、公立学校共済組合が負担した医療費を後日、返納していただく場合がありますので、注意してください。

#### 【提出書類】

- ☆ 短期組合員退職届書【整理番号3-4】
- ☆ 資格確認書等(限度額適用認定証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証を含む。)※ 交付者のみ  
※「有効期限の切れた資格確認書」や「資格情報のお知らせ」、「旧組合員証及び被扶養者証(水色カード型)」については返納の必要はありません(組合員自身で適切に廃棄してください。)。

### Q&A(よくある質問)

#### 1 任用期間満了後、任用期間が空き、引き続き本県の公立学校等で短期組合員

Q. 令和8年3月31日で短期組合員（臨時の任用職員）として任用期間を満了しましたが、令和8年4月6日から再度、短期組合員（臨時の任用職員）として採用されることが決まっています。どのような手続が必要ですか。

A. 任用期間が空く場合であっても、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなるため、手続は不要です。任用関係が継続していないと任命権者が判断する場合は、短期組合員としての令和8年3月31日付け退職による資格喪失手続と、令和8年4月6日付け採用による資格取得手続が必要となります。

継続するか否かの判断は、当共済組合では出来ません。任命権者へ御確認ください。

#### 2 任用期間満了後、引き続き本県の公立学校等で一般組合員

Q. 短期組合員の任用期間満了後、本県の教職員として正規採用されます。短期組合員退職届書【整理番号3-4】等の提出は必要でしょうか。

A. 旧所属所からの短期組合員退職届書【整理番号3-4】の提出は不要です。組合員資格については一般組合員となり組合員番号も変更になります。新所属所において、一般組合員の資格取得手続を行ってください（資格確認書等の交付を受けている場合は新所属所に提出）。

#### 3 退職後の年金手続

Q. 短期組合員で3月末に退職します。退職に伴って、公立学校共済組合へ年金の手続は必要ですか。

A. 短期組合員については、日本年金機構の厚生年金に加入しており、当共済組合の長期給付は適用除外となっているため、当共済組合への年金手続は必要ありません（退職後の公的年金制度への加入については裏面を参照してください。）。

裏面に続く

### 退職後の医療保険制度への加入について

退職後は現職時の組合員資格で医療機関を受診することはできません。退職後、引き続き社会保険（厚生年金・健康保険）に加入して働く方以外は、①国民健康保険への加入、②任意継続組合員制度への加入、③家族の加入する健康保険等の被扶養者となる、といった選択肢があります。

このうち、②任意継続組合員制度は組合員期間が退職日まで引き続き1年と1日以上あった方が、申出により、退職後も引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を最長2年間受けることができる医療保険制度です。加入に当たっては、退職日を含めて20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出し、掛金を納入する必要があります。

任意継続組合員制度への加入を希望される方は、1月下旬から2月上旬頃に所属所あてに発出する任意継続組合員制度加入に関する通知を確認の上、手続を行ってください（年度末退職者の場合、事前申込があります。）。

### 退職後の公的年金制度への加入について

退職後、引き続き社会保険（厚生年金・健康保険）に加入して働く方以外で、20歳以上60歳未満の方（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者を含む。）については国民年金の加入手続が必要です。以下を参考に手続を行ってください。

対象者	動向	国民年金の種別	手続先
組合員	配偶者（65歳未満の厚生年金被保険者）の被扶養者になる	第3号被保険者	配偶者の勤務先
上記以外の組合員・被扶養配偶者	無職・自営業・社会保険（厚生年金・健康保険）の適用のない就労等	第1号被保険者	お住まいの市区町村の国民年金担当窓口

※ 国民年金の任意加入・免除申請等については、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（日本年金機構）にお尋ねください。

### 資格喪失証明書の交付について

退職後の医療保険制度・公的年金制度への加入のために組合員資格喪失証明書が必要な場合は、短期組合員退職届書【整理番号3-4】と併せて「資格喪失証明書交付申出書」を提出してください。

※ 郵送事情にもよりますが、短期組合員退職届書【整理番号3-4】等の支部受付から10日から2週間程度で交付されます。